

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	水産基盤整備事業				担当部局庁		水産庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度	平成23年度～平成27年度				担当課室		漁港漁場整備部計画課		計画課長 宇賀神 義宣		
会計区分	一般会計				施策名		⑰漁村の健全な発展				
根拠法令	漁港漁場整備法(第20条ほか)				関係する計画、通知等		漁港漁場整備長期計画(H.19.6.8閣議決定)				
事業の目的	東北地方太平洋沖地震の被災地域において、「災害に強く生産性の高い新たな水産業・漁村づくり」を目指し、水産物の安定供給と地域水産業の早期復興を図るため、生産・流通の拠点となる漁港を中心に加工・流通も含めた漁港機能の早期回復を図り、被災地域の漁場の生産力が著しく低下している漁場生産力の回復・強化を図る必要がある。さらに、漁業集落についても、災害に強い安全な集落の復興を図る必要がある。 また、東海・東南海・南海地震等を想定した地震防災強化地域等において、地震・津波等の災害に対する漁港等の防災対策を緊急に実施する。										
事業概要	Ⅰ 拠点漁港の復興特別対策【被災地対策】: 拠点漁港における流通機能等の強化、水産加工業の早期復興に向けた水産加工団地等の用地・道路等の嵩上げ、排水対策等を実施 Ⅱ 水域環境の修復特別対策【被災地対策】: 藻場・干潟の整備、底質改善等の広域的な水域環境修復事業等を実施 Ⅲ 漁業集落の防災機能強化対策【被災地対策】: 津波危険地域における漁村防災対策の緊急点検等を実施 Ⅳ 漁港施設機能強化事業【全国防災】: 避難路の整備、浸水等被害防止のための防波堤等の機能強化等を実施。										
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他										
23年度予算額 (単位: 百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	72,367		5,408		-		20,232		98,007		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
	拠点漁港における漁業活動の本格的再開(被災前の水揚げの50%程度まで回復等)		漁港	0	50程度		災害復旧と連携を図り拠点漁港の復興対策を実施		漁港	50程度	
単位当たりコスト	400百万円/地区				算出根拠		23年度補正で実施予定の拠点漁港の整備地区数をもとに1地区あたりの平均予算額より算出				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						東日本大震災からの復興の基本方針のP7(1)②(i , ii)、P18(3)⑤(i , ii , iii , iv , v)、P24(4)⑤(i , ii , iii , iv)に該当する施策の考え方となっている。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						水産業の早期再開のため、漁港、漁場、漁業集落の復興は喫緊の課題となっており、優先度が高い事業である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						漁港の整備については、災害復旧と連携して行う事業であり、単独で実施する場合より効果的である。 また、漁業集落の整備については、関係省庁の関連事業との連携を図りつつ実施する。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						本事業は、災害復旧に相当する事業であり、従来の機能に復旧・復興することが基本であり、効率的な工法等を検討した上で実施。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						広域的、全国的な調査は国が先導的に実施。復旧・復興事業は、自治体、漁協等が適宜役割分担して実施。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						「東日本大震災からの復興の基本方針」、「水産復興マスタープラン」に基づき、全国的な生産・流通の拠点となる漁港等において、漁港の復旧・復興整備(公共)と流通・加工、増養殖施設等の整備(非公共)を一体的かつ集中的に実施する予定である。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						3次補正予算の成立後、自治体からの交付申請に基づき、事業の迅速な着手・執行が可能である。また、事業実施主体が自治体であるため、事業の執行などの透明性の確保と進行管理が適切に行われるようになっている。					